

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村学童クラブ保育料減額の取扱い基準

昭和村学童クラブ管理運営規程第12条の規定による保育料の減額の取扱いについて下記のとおり定める。

記

1. 一人親家庭の保育料減額

所定様式により届出のあった日の属する月の保育料から減額を適用又は適用外とする。

2. 兄弟姉妹同時入会時の減額

兄弟姉妹同時利用のあった月の保育料を減額適用とする。

附 則 この基準は、平成27年2月1日から施行する。